

始良市告示第 号

始良市物価高騰対策福祉施設等支援金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

始良市長 湯元 敏浩

始良市物価高騰対策福祉施設等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギーや食料品の価格等に係る物価高騰の影響を受けた始良市内（以下「市内」という。）の福祉施設等を支援するため、始良市物価高騰対策福祉施設等支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、始良市補助金等交付規則（平成22年始良市規則第54号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、福祉施設等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「関係法」という。）に規定する施設又は事業所であって、別表の「施設等種別」に掲げるものをいう。

2 この告示で使用する用語は、関係法に係る政令及び省令で使用する用語の例による。

(支援対象事業者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、令和7年4月1日時点で、関係法に基づき鹿児島県又は始良市から事業者指定を受けており、かつ、申請日において引き続き市内で福祉施設等を運営しているものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 国又は地方公共団体が運営している場合（指定管理者制度による運営を含む。）
- (2) 総合支援法に基づく地域生活支援事業又は介護保険法に基づく事業については、申請日において、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間における事業実施に伴う請求がない事業所
- (3) 他県又は他市のみで事業者指定を受けた事業所

(4) 令和7年度末までに事業の休止又は廃止が決定している事業所  
(支援金の申請及び金額)

第4条 支援金の申請は1回限りとし、支援金の額は、別表のとおりとする。

(支援金の交付手続の特例)

第5条 支援金の交付に関する手続については、規則第24条の規定により、規則第3条の規定による交付の申請及び規則第16条に規定する補助金等交付請求書並びに規則第6条の規定による交付の決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定等の通知を併合し、規則第13条の規定による実績報告は、省略するものとする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、市長に始良市物価高騰対策福祉施設等支援金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書等」という。)により、令和8年3月24日までに申請するものとする。

2 前項の申請書等に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (2) 各事業所(事業)の定員が確認できるもの
- (3) 振込口座の通帳の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(支援金交付の決定及び確定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、支援金交付の決定の通知及び支援金の額の確定等の可否を決定するものとする。

2 市長は、支援金を交付することを決定した者(以下「支援決定者」という。)には、始良市物価高騰対策福祉施設等支援金交付決定及び確定通知書(様式第3号)により、交付しないことを決定した者には始良市物価高騰対策福祉施設等支援金不交付決定通知書(様式第4号)により、それぞれ通知するものとする。

3 市長は、前項の交付及び確定に際して必要な条件を付することができる。

(不正利得の返還)

第8条 市長は、支援決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援金に係る交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違

反したとき。

(4) その他市長が給付金を交付することが適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを決定したときは、始良市物価高騰対策福祉施設等支援金交付決定取消し・返還通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（関係書類の保管）

第9条 支援決定者は、この支援金に係る収入及び支出の執行に係る関係帳簿を、当該事業終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 年 月 日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。この場合において、同日までに行われた行為に対する第8条及び第9条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第2条、第4条関係）

施設種別等		給付金の額
老人福祉法又は介護保険法に基づく施設等	介護老人福祉施設	1 定員当たり15,000円
	地域密着型介護老人福祉施設	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	介護療養型医療施設	
	特定施設入所者生活介護事業所（※1）	
	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	
	認知症対応型共同生活介護事業所	
	短期入所生活介護事業所（※1）	
	短期入所療養介護事業所（※1）	
小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 通所型サービス（第一号通所事業）（※2）	小規模多機能型居宅介護事業所	1 定員当たり9,000円
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	
	通所介護事業所	
	地域密着型通所介護事業所	
	認知症対応型通所介護事業所	
	通所リハビリテーション事業所	
通所型サービス（第一号通所事業）（※2）		
訪問介護事業所 訪問入浴事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 居宅療養管理指導事業所 予防居宅療養管理指導事業所（※3） 居宅介護支援事業所 福祉用具貸与事業所	訪問介護事業所	1 事業所当たり 82,000円
	訪問入浴事業所	
	訪問看護事業所	
	訪問リハビリテーション事業所	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	
	居宅療養管理指導事業所	
	予防居宅療養管理指導事業所（※3）	
	居宅介護支援事業所	
福祉用具貸与事業所		
地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）に基づく地域自立生活支援事業による見守りサービスを伴う配食サービスを実施する事業所	地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）に基づく地域自立生活支援事業による見守りサービスを伴う配食サービスを実施する事業所	1 事業所当たり 379,000円
障害者の日常生活及び社会生活を総	障害者支援施設	1 定員当たり15,000円
	共同生活援助事業所	
短期入所事業所（※4） 生活介護事業所	短期入所事業所（※4）	1 定員当たり9,000円
	生活介護事業所	

合的に支援するための法律に基づく施設等	療養介護事業所 自立訓練（機能・生活訓練）事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援（A型・B型）事業所	
	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 行動援護事業所 同行援護事業所 地域移行支援事業所 地域定着支援事業所 特定相談支援事業所	1事業所当たり 82,000円
	相談支援事業実施事業所 移動支援事業実施事業所 日中一時支援事業実施事業所 地域活動支援センター事業実施事業所 訪問入浴サービス事業実施事業所	1事業所当たり 82,000円
児童福祉法に基づく施設等	児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。） 放課後等デイサービス事業所	1定員当たり9,000円
	障害児相談支援事業所	1事業所当たり 82,000円
	障害児入所施設	1定員当たり15,000円

※1 空床利用型を除く。

※2 通所介護及び地域密着型通所介護を実施していない事業所に限る。

※3 居宅療養管理指導を実施していない事業所に限る。

※4 空床利用型を除く。

始良市長 殿

申請者 所在地  
代表者 職・氏名  
(担当者名) (TEL)  
法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

始良市物価高騰対策福祉施設等支援金交付申請書兼請求書

始良市物価高騰対策福祉施設等支援金の交付を受けたいので、始良市物価高騰対策福祉施設等支援金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請及び請求します。

記

1 法人名

2 申請・請求金額 金 円

内訳

No.	事業所番号	事業所名	施設種別等	定員数	単価	申請額
1						
2						
3						
4						
5						

3 振込先

申請者名義（法人名義、個人名義）の口座を記載してください。

金融機関名		支店等名	
金融機関コード		支店コード	
口座種別	1. 普通 2. 当座 (該当に○で囲んでください)	口座番号 (右詰め)	
フリガナ			
口座名義人			

4 添付書類

- (1) 誓約書兼同意書
- (2) 各事業所（事業）の定員が確認できるもの（運営規程、指定申請書類の写し等）
- (3) 通帳の写し（振込先の口座番号等が確認できるページの写し）

誓約書兼同意書

当事業所（私）は、「始良市物価高騰対策福祉施設等支援金」の交付を申請するに当たり、下記の内容について、誓約、及び同意します。

記

- 1 記載事項及び証拠書類等の内容に虚偽はありません。
- 2 始良市から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 3 不正受給が判明した場合には、支援金の支給の取消及び返還に異議なく応じます。
- 4 以下(1)から(7)までに該当する法人等ではありません。
  - (1) 始良市暴力団排除条例（平成24年始良市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員
  - (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
  - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
  - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
  - (7) (1)から(6)までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等
- 5 始良市長が、上記4を確認するため、必要な事項を鹿児島県警察本部長に照会することについて同意します。
- 6 支援金の交付事務に係る審査の範囲で、申請者に係る所得並びに市税の課税及び納付の状況を照会・調査することに同意します。

以上

年 月 日

始良市長

殿

所在地

法人名

代表者 職・氏名

様

始良市長



始良市物価高騰対策福祉施設等支援金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった始良市物価高騰対策福祉施設等支援金については、始良市物価高騰対策福祉施設等支援金交付要綱第7条の規定により下記のとおり支援金を交付することを決定及び確定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定及び確定額 金 円
- 2 交付日（予定日）

様

始良市長



始良市物価高騰対策福祉施設等支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった始良市物価高騰対策福祉施設等支援金については、始良市物価高騰対策福祉施設等支援金交付要綱第7条の規定により下記のとおり支援金を交付しないことを決定しましたので通知します。

記

不交付決定とする理由

第 年 月 日 号

様

始良市長



始良市物価高騰対策福祉施設等支援金交付決定取消し・返還通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました始良市物価高騰対策福祉施設等支援金について、始良市物価高騰対策福祉施設等支援金給付事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消しましたので、同条の規定に基づき、支援金の返還を命じます。

記

1 返還額 金 円

2 取消しの理由